

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく不服申立てに関する規程

平成19年5月31日

公安委員会規程第4号

この規程は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく不服申立てに関し、必要な事項を定めたものである。

この規程の主な内容は、

- 再審査の申請
- 事実の申告

等である。